解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十二日

石川県金沢市鞍月一丁目一番地
財団法人石川県津幡漕艇競技場
代表清算人　濱辺　正実

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為に定める存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十二日

静岡市駿河区新川一丁目三番七号
財団法人静岡市私立保育所振興会
代表清算人　土方　洋子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月十二日開催の臨時総会の決議により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十二日

大阪市中央区農人橋一丁目四番三四号
社団法人大阪府信用金庫協会
代表清算人　前野　久治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十二日

和歌山県和歌山市新通二丁目一〇番地の一
社団法人和歌山県環境衛生管理協会
代表清算人　内田　洋詩

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十月五日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十二日

香川県坂出市八幡町二丁目二番一七号
財団法人園部愛児園
代表清算人　園部　裕

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年五月二十七日開催の理事会の議決並びに平成二十五年十月三十日鹿児島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十二日

鹿児島県大島郡徳之島町亀津七二〇三番地
徳之島町土地開発公社
清算人　高岡　秀規

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十二日

沖縄県名護市大中一丁目一番九号
社団法人国頭地区教職員会
代表清算人　与那嶺徳政

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十二日

福井市大手三丁目四番一号
財団法人積善会
代表清算人　小島　龍美

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十二日

大阪市西区靱本町一丁目一一番七号
財団法人大阪総合スポーツ財団
代表清算人　野田みづき

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十六日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十二日

香川県高松市田村町四八四番地四
財団法人健康福祉センター
清算人　植田　佳宏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十二日

鹿児島市小川町一八番一一号
医療法人清流会
代表清算人　尾辻　章宣

配当公告

岐阜市野一色五丁目一〇―一八フレグランス浅野一〇二号、住民票上の住所岐阜市蔵前一丁目八番三号
破産者　鈴木商店こと　鈴木　優

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十五年（フ）第三二六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金六四、八〇五、五五一円

一、配当することのできる金額
金一五、二九三、八二九円

平成二十五年十二月十二日

名古屋市中区丸の内三丁目一五番二〇号丸の内三幸ビル六階
破産管財人　田中　英生

配当公告

三重県松阪市本町二二〇六番地二
破産者　中西　道夫

右の者に対する津地方裁判所松阪支部平成二十五年（フ）第一六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二四六、八五二、七七二円

一、配当することのできる金額
金二四、三二〇、〇八一円

平成二十五年十二月十二日

三重県津市丸之内養正町四―一　森永三重ビル二階
破産管財人　室木　徹亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高円寺南一丁目四五〇番地、最後の住所埼玉県上尾市大字上野五六七番地あけぼの　被相続人　亡　中大路晃規

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十二日

埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目一二番一号カタヤマビル六階Cながの法律事務所
相続財産管理人　弁護士　渡部　晶子

第８期決算公告

平成25年12月12日　東京都新宿区新小川町６番36号
株式会社イーピーメイト
代表取締役　木羽　泰男

貸借対照表の要旨　（平成25年９月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	561,190	流動負債	173,347
固定資産	35,918	（賞与引当金）	(55,461)
		固定負債	4,232
		（役員退職慰労引当金）	4,232
		株主資本	419,529
		資本金	45,000
		資本剰余金	15,252
		資本準備金	15,000
		（その他資本剰余金）	252
		利益剰余金	359,277
		利益準備金	420
		（その他利益剰余金）	358,857
		（うち当期純利益）	(145,088)
資産合計	597,109	負債・純資産合計	597,109